

親子乗船会等のP R・運営業務

標準仕様書

京都市上下水道局総務部総務課

1 背景と目的

京都市上下水道局（以下「当局」という。）では、明治期の先人たちが築き上げた貴重な産業遺産である琵琶湖疏水の建設の意義を改めて認識いただき、沿線地域の更なる活性化の源となることを目的に、関係団体と連携のうえ、びわ湖疏水船を活用した琵琶湖疏水沿線の更なる魅力向上・発信に取り組んでいます。

この度、その一環として、びわ湖疏水船における親子乗船会等のPR及び運営業務を実施する事業者を、公募型プロポーザル方式により募集します。

2 件名

親子乗船会等のPR・運営業務

3 納入場所

当局総務部総務課

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

(1) 親子乗船会等の周知・PRに関する業務

琵琶湖疏水やびわ湖疏水船の更なる認知度向上を図るため、京都市民を対象とする親子乗船会等の周知・PR手法を提案し、実施すること。また、周知・PRの一環として、京都市立の幼稚園・小学校・中学校に当局が作成するチラシを1回以上印刷、配布すること。

※ 本業務については、受託者の提案を踏まえ、実施内容を当局において決定するものとします。

（チラシ配布仕様）

サイズ：A4

枚数：約90,000枚

封入作業：幼稚園・小・中学校ごとに各人数分のチラシと鑑文書各1部を封入

配布方法：京都市内の学校文書集配センターに持参

(2) 親子乗船会に関する業務

当局が開催を予定している「びわ湖疏水船」親子乗船会において、令和7年春季運航（6日間）、令和7年秋季運航（5日間程度）での運営に関する業務を実施すること。（詳細は次の箱書きを参照。）

令和7年親子乗船会の概要（予定）

1 春季運航での実施について

開催日：令和7年5月24日・25日・31日・6月1日・7日・8日（6日間）

乗船便：開催日の以下の便（1日11便）

大津発下り便

便	集合時刻	解散時刻
下り2便	9:00	10:40
下り3便	9:15	11:05
下り4便	12:45	14:25
下り5便	13:00	14:40
下り6便	13:15	14:55
下り7便	15:45	17:25

蹴上発上り便

便	集合時刻	解散時刻
上り2便	10:55	12:15
上り3便	11:10	12:30
上り4便	14:25	15:45
上り5便	14:40	16:00
上り6便	14:55	16:15

集合場所：三井寺乗下船場、蹴上乗下船場

対象：市内在住の小中学生及びその家族

定員：702名（1組最大9名まで（ただし保護者2名まで））

※ 申込多数の場合は抽選

参加費：中学生以下無料、高校生以上の御家族 2,500円／人

申込方法：受付期間：令和7年4月8日～5月7日（申込先：京都いつでもコール）

2 秋季運航での実施について

開催日：令和7年10月の土日（5日間程度）

対象：市内在住の小中学生及びその家族

定員：480名（1組最大9名まで（ただし保護者2名まで））

※ 申込多数の場合は抽選

参加費：中学生以下無料、高校生以上の御家族 2,500円／人

※ 開催日、乗船便等の詳細については、当局から別途指示する。

ア 春季運航における親子乗船会において、令和7年5月8日頃までに提供する申込者リストに基づき、抽選（申込多数の場合）を行うとともに、抽選結果（当選者には乗船便・入金案内を含む。）の送付を令和7年5月13日（火）までに完了させること。

＜乗船対象者からの入金について＞

乗船対象者からの参加費は、びわ湖疏水船受付事務局（以下、「事務局」という。）へ直接入金させること。また、春季運航における親子乗船会の乗船対象者からの参加費は、令和7年5月20日（火）を入金期限とし、受託者から事務局に入金確認を行うこと。

※ 期限までに入金処理がない場合は、速やかに当局に連絡し、対応を協議すること。

イ 令和7年5月24～25日の各便の親子乗船参加者については、令和7年5月21日（水）までに、乗船証の送付を完了すること。それ以外の春季日程の参加者については、令和7年5月28日（水）までに、乗船証の送付を完了すること。

※ 乗船証送付後、乗船対象者が乗船をキャンセルした場合は、びわ湖疏水船営業運航におけるキャンセル対応に準じて、キャンセル料を事務局へ入金させること。

ウ 当日の乗下船場での受付業務及び乗船後のアンケート調査を実施すること。なお、原則参加者全員からアンケートを回収すること。

※ アンケート内容については、当局と協議して内容を作成すること。

エ 親子乗船の実施状況を写真に撮影し、この写真を当局に提出すること。本写真については、単なる記録写真ではなく、今後、当局やびわ湖疏水船事業の広報活動に使用することを想定し、事業への参加イメージや、現場の雰囲気などがよく伝わる写真を撮影することとし、各シーズン終了後、速やかに写真のデータを取りまとめ、当局に提出すること。加えて、実施状況の撮影に当たって、親子乗船会の参加者に対して、写真撮影への協力を依頼すること。

オ 令和7年6月末までに、春季運航における親子乗船会の乗船実績に応じ、優待相当額（通常料金と親子乗船会参加費との差額）を事務局に支払うこと。

※ なお、開催日におけるびわ湖疏水船営業運航に係る乗船料は、びわ湖疏水船公式ウェブサイトを参照すること。

※ 支払方法については、当局から別途指示する。

カ 秋季運航における親子乗船会の詳細については、基本フローは春季と同様となるが、日程等については、びわ湖疏水船の運営主体である琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会において、秋季運航のスケジュールが決定次第、当局から別途指示する。

(3) 報告書の作成

5(1)(2)の実施結果を分析し、報告書にまとめること。5(1)については、今後の市民への啓発効果を最大化するための計画を策定すること。また、5(2)については、春季の親子乗船会が完了した時点で速報版を当局まで提出すること。秋季の親子乗船会についても、完了した時点で速報版を当局まで提出すること。

6 著作権等の取扱い

- (1) 本契約による成果物についての全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託料の完済により当局に移転する。
- (2) 受託者は、当局が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾する。
- (3) 当局は、成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しない。
- (4) 6(2)及び(3)のほか、受託者は、成果物について、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、図画、楽曲その他の著作物を使用する場合は、当該

著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を当局が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。

- (6) 6(5)において当局が著作物を使用することができる期間は無期限とする。やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に当局の承諾を得るものとする。
- (7) 受託者は、成果物について、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していないことを当局に保証するものとする。万一成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる紛争等の問題については、全て受託者の責任と負担において処理するものとする。
- (8) 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないものとする。

7 本業務の履行に係る業務体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、円滑な遂行のため、相当の経験を有する責任者（1名）及び主任担当者（1名以上）を配置すること。
- (2) 責任者は、業務の全般にわたり業務管理を行い、主任担当者は、本業務の実施に当たって、当局と連絡を密にして十分に協議を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって、進捗状況等について当局と協議してその指示に従うとともに、関係機関と連携し、調整を図ること。

8 提出書類

受託者は、以下の書類を提出すること。

- (1) 契約締結後
 - ア 工程表
 - イ その他当局が必要と認める書類
- (2) 業務履行中随時
 - ア 乗船会広報用写真
 - イ 親子乗船会実施報告書（春・秋速報版）
- (3) 業務完了後
 - ア 完了届
 - イ 各業務実施報告書
 - イ その他当局が必要と認める書類

9 特記事項

- (1) 費用負担

本業務に際して生じる一切の費用は、仕様書特段記載がないものを除き、全て受託者が負担するものとする。

(2) 秘密の保持

ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密（５（２）の業務で扱う個人情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

イ 受託者は、成果物（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、当局の承諾を得た場合はこの限りではない。

ウ そのほか、別紙「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」の記載事項を遵守し、本業務の開始前に「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出すること。

(3) 契約不適合責任

納品後２年以内に成果物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、当局の要求に従い、速やかに無償で是正すること。

(4) 関係法令等の遵守

受託者は関係法令等を順守して本業務に当たること。

(5) 協議による決定

本仕様書に記載のない事項及び内容に疑義を生じた事項については、提案書等に基づき、受託者と当局が協議して定めるものとする。

なお、協議により決定しない場合は、当局の指示による。

(6) その他

本業務は、大津市との広域連携事業として、国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用して実施するものである。当該交付金事業の実施計画の中では大津市域における観光消費額及び宿泊者数の増加も数値目標として設定しており、本業務の実施に当たって、受託者は琵琶湖疏水沿線の魅力向上による大津市域への波及効果拡大も図ること。